平成２５年（フ）第８１４９号
東京都台東区千束３丁目８―11―401
破産者　永山　敬二
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１８１号
東京都江戸川区松本１丁目３―12　アンクレージュ・Ｓ301、住民票上の住所神奈川県横浜市中区石川町１丁目51　中島荘８号
破産者　本郷　成人
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１９２号
東京都荒川区町屋８丁目17―１―316
破産者　石野　清子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０４号
東京都大田区東雪谷４丁目８－１―101
破産者　横山　　勝
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０５号
東京都大田区東雪谷４丁目８－１―101
破産者　押見　　香
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２５号
東京都新宿区西落合２丁目20―１―204
破産者　松本　正雅
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５５号
東京都文京区湯島４丁目６―12―617
破産者　本田良昭こと　李　　良昭
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３６０号
東京都立川市柏町１丁目11―１　市営柏町青柳住宅２棟205号
破産者　松尾　信夫
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３７４号
千葉県千葉市美浜区磯辺８丁目16―９
破産者　箭内　大輔
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３８１号
東京都板橋区板橋４―62―６―704　箱田栄子方、住民票上の住所神奈川県逗子市逗子３丁目１－２
破産者　鈴木　　周
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１８号
東京都杉並区和田１丁目56―２―101
破産者　大城　　昇
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４２９号
東京都府中市本町１丁目12―４
破産者　大坪和冨美
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４６４号
東京都台東区根岸２丁目７－４
破産者　市川　慶子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４７４号
東京都東久留米市ひばりが丘団地８－５―403
破産者　佐藤　吉彦
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１３号
東京都世田谷区経堂３丁目７－３―101
破産者　友田　雅子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１８号
東京都足立区江北２丁目７―26―103
破産者　中村　勝洋
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３９号
東京都北区田端新町１丁目11―８―403
破産者　小川　正子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５６１号
埼玉県さいたま市浦和区東高砂町30―９―302
破産者　白石　康雄
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７０号
東京都足立区六町４丁目７―11―201
破産者　黒崎　洋文
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７４号
東京都大田区下丸子２丁目24―10　多摩川ハイム１―106
破産者　赤穂　　充
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９６号
東京都港区東麻布２丁目６―11―303
破産者　石本　恭子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３５号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目14―20―305
破産者　和田　光宏
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部